

港北共募発第24号  
平成28年9月21日

地区連合町内会会長 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会  
横浜市港北区支会 支会長 関 治美

## 共同募金運動における戸別募金の実施について（お願い）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から共同募金運動に対しまして格別のご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年も10月1日から、別紙「平成28年度共同募金運動実施要領」および「港北区年末たすけあい運動実施要綱」に基づき共同募金運動を実施することになりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴地区内自治会町内会におかれましても、戸別募金の募集並びに取りまとめにご協力いただきたくお願い申し上げます。

種別	赤い羽根共同募金	年末たすけあい
実施時期	10月1日(土)～12月31日(土)	11月1日(火)～12月31日(土)
協力依頼先	港北区内各自治会町内会	
目安額	¥27,214,620-	¥21,344,800-
資材送付先	各自治会町内会長宅（指定のあった場合は指定先）	
送付資材	①赤い羽根共同募金用募金封筒 ②赤い羽根共同募金実施要領 ③領収証 ④赤い羽根シート ⑤委嘱状 ⑥リーフレット ⑦ポスター ⑧あかいはね ⑨振込依頼書（ゆうちょ銀行） ⑩税制上の優遇措置希望者名簿 ⑪表彰対象者名簿	①年末たすけあい用募金封筒 ②年末たすけあい実施要綱 ※年末たすけあい振込依頼票については地区社協会長へお渡しします。なお、師岡、大倉山、篠原、城郷、高田については単位町内会会長に地区社協会長よりお渡しします。
資材発送時期	9月23日(金)～28日(水)	10月中旬
共通送付資材	①共同募金のお願い（回覧チラシ） ②自治会町内会会長向け資料・班長向け資料 ③共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	
送金締切	平成28年12月14日(水)	

【お問い合わせ】共同募金会港北区支会(港北区社会福祉協議会内)

担当：藤原・西澤

TEL 547-2324

FAX 531-9561

# 平成28年度 共同募金実施要領

## 社会福祉法人神奈川県共同募金会

戦後間もない昭和22年に“国民たすけあい運動”として始まった共同募金は、今年で運動創設70年を迎えました。創設当初は、戦後復興の一助として戦災孤児の支援などに充てられましたが、時代の要請に合わせて、その時々が必要とされる民間の福祉活動を資金面で支えてきたと自負しています。

現在、地域福祉のニーズが多様化し、加えてさまざまな課題が顕在化していますが、共同募金は時代に即した地域福祉を推進するために、民間資金の特性である柔軟性や即応性を発揮し、自治会・町内会、企業、学校、行政、福祉関係団体等の地域を構成するさまざまな組織との協働をこれからも推進していきます。

今年度も、地域で暮らす誰もが、共同募金の協働パートナーとして善意の輪をつなぎ、“住み慣れた街で安心して暮らす”ことを目指した地域づくりを応援していきます。

### I 共同募金の役割

#### 1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。



#### 2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

#### 3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

#### 4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

#### 5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

#### 6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

### II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会（19市25区14町村）で実施します。



### III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である平成28年10月1日(土)から翌年3月31日(金)までの6カ月間を実施期間とします。ただし、市区町村支会においては、原則として10月1日(土)から12月31日(土)までの3カ月間とし

ます。1月1日(日)から3月31日(木)までの3カ月間は、県基金会在中心となって、企業との協働事業を推進します。(※下記の図参照)

なお、この募金期間外であっても、寄託される寄付金品は常時受け入れます。



#### IV 平成28年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金需要数をあらかじめ把握して募金目標額と配分計画を定めて組織的に寄付金募集を行う「計画募金」です。

平成28年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 平成28年度募金目標額(配分計画額) 12億1,100万円

◆ 赤い羽根募金(一般募金) .....	8億1,800万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動 .....	3億2,069万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動 .....	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業 .....	3,800万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業 .....	4,800万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業 .....	1,000万円
6. 大規模災害などの緊急時に対応する資金 .....	3,633万円
7. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 .....	351.4万円
8. 県共同募金会が行う事業 .....	7,990.6万円
9. 市区町村支会が行う事業 .....	5,806万円
◆ 年末たすけあい募金 .....	3億9,300万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

#### V 募金活動の展開

募金活動は、前記「III 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、より多くの協力が得られるよう次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集することは差し支えありませんが、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

##### 1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(2) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。



- (3) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (4) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。

## 2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さんにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) ボランティアは、整然と明るい態度で募金活動に臨み、寄付者が自発的に寄付できるように努めます。
- (3) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (4) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



## 3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。



## 4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。
- (3) 大学、専門学校などの学生に対しては、学園祭や学校行事などの一環として自発的に募金活動が実施できるように努めます。



## 5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



## 6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で実施する広域的な事業により寄付金を受け入れます。



## 7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「寄付金付き自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

## VI 配分事業の展開

### 1. 配分審査

平成28年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「平成28年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

### 2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の平成29年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「平成28年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

### 3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上に使途を公表します。

また、配分決定を受けた社会福祉施設・団体からも積極的な広報活動の展開が図られるよう導きます。



## VII 寄付金の取り扱い

### 1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

### 2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

## VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。



## 赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付を募ることができ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますが、皆様に自治会町内会内で運動を行っていただくにあたっての、運動資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

### 1 送付書類

	資材・書類等	数量
①	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
②	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(班長向け資料)	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：封入なし
③	平成28年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	1部
④	共同募金実施要領	1部
⑤	あかいはね（協力者向け資料）	1部
⑥	振込依頼書（ゆうちょ銀行）	各1枚
⑦	共同募金のお願い（班回覧用資料）	班数
⑧	委嘱状	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：1部
⑨	ポスター	A4版1枚：掲示板数
⑩	赤い羽根	調査報告数
⑪	領収証	調査報告数
⑫	募金封筒	調査報告数
⑬	税制上の優遇措置希望者名簿	1枚
⑭	表彰対象者名簿	1枚

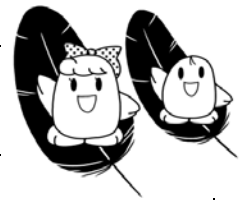


※ 調査報告数は調査票にご記入いただいた数です。

今年度、提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をおこないます。

## 2 運動スケジュール



9月中旬～下旬	自治会町内会長宅へ資材送付
10月1日～12月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
～12月14日	赤い羽根共同募金送金期限 (募金運動が終了次第、随時ご送金ください。)
<参考> 11月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間 (募金協力依頼は、地区社会福祉協議会より別途依頼があります。また、募金資材については10月初～中旬頃に別途お送りします)
第1回 ～11月14日 第2回 ～12月14日	年末たすけあい募金送金期限 (集められた募金によって12月に対象者・団体に配分を行うため、なるべく第1回期限までに送金ください)

## 3 募金目安額（共同募金会港北区支会設定額）

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、連合町内会長会議の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	255円 ※自治会町内会によって、上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数×95% ※自治会町内会別の金額は「共同募金資料」参照

※募金は任意な行為であり、お示している金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

## 4 募金方法

募金方法は2種類あります。

封筒募金（封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5封筒募金活動実施に関する留意事項」参照
自治会町内会会計からの募金	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金

## 5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点

封筒募金で募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。(資材注文された町会のみ)

戸別世帯を訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

②領収証を発行してください。(資材注文された町会のみ)

ご寄付いただいた方に領収証を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額の設定を行っていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、いくらくらいが良いかと寄付者から尋ねられた場合は、お答えいただいても構いません。

④「誰がいくら寄付した」という情報を寄付者に公開しないでください。

寄付を募る際に「誰がいくら寄付した」ということがわかる情報の公開を行わないでください。(たとえば寄付者と寄付金額の記載された名簿を寄付者に提示したり、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらって一覧表をつけて封筒を回したりといった方法)

募金を集める側としては名簿を整備しておきたいところですが、寄付者からすれば、「誰がいくら寄付している／していない」という情報が近所の他の方の目に触れることで、「近所の人と同じように募金をしなければならない」と強制的に感じてしまう方もいます。

※ただし、寄付者からの了承が得られれば公開してかまいません。

## 6 募金納入方法

募金が集まりましたら、各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、金融機関を通じて納入いただきますよう、お願い致します。

小銭等が多い場合は金融機関の窓口を持参いただき、合計額を集計いただくこともできます。

ゆうちょ銀行口座への振り込み	口座記号No. : 00240-4-58302 加入者名 : 共同募金会港北区支会 ※同封の振込依頼書を用いると、振込手数料は無料です。
----------------	--

※他行より振込される場合は手数料は振込者負担となります。

振込先 : ゆうちょ銀行 当座 〇二九 0058302

## 7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の身分証明書の提出が求められることになりました。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性の確認できる書類(名簿等)、また団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出を求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になりますので、できましたら以下の方法でお願いいたします。

①振込手続者個人名で振り込みいただき、身分証明書をご提示いただく

振込依頼書には目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載し、自治会町内会名は記載しない方法。身分証明書を忘れずにお持ちください。



## ② 10万円未満に分けて複数口でお振込みいただく

振込依頼書一口を10万円未満の金額に設定し、目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載してお振込みいただく方法。振込依頼書が足りない場合は、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

### 8 募金納入期間

平成28年10月1日～平成28年12月14日

※募金が集まり次第、随時納入ください。

### 9 募金事務費

自治会町内会での募金活動にかかる事務経費ならびに全戸配布資料配布手数料をお支払いします。お支払い時期は平成29年3月で、日赤募金分事務費とあわせて連合自治会町内会単位で振込みます。

### 10 税制上の優遇措置(個人)について

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人住民税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。

各自治会町内会におかれましては、寄付者本人に優遇措置を希望されるか否かの確認を行い、希望される場合は次の対応をお願いいたします。

- ① 通常の受領証に「仮」と記載のうえ発行いただき、後日、区支会が発行する「本領収証」と差し替えになる旨をご説明願います。※通常の受領証では優遇措置を受けるための証明書とはなりません。
- ② 「仮」発行した受領証の控えと、同封の「税制上の優遇措置希望者名簿」を、FAX、郵送、直接のいずれかの方法で事務局へお届けください。

### 11 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

～お問い合わせ先(募金事務局)～

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北区支会

住所：〒222-0032

横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206号 港北区社会福祉協議会内

電話：547-2324 ファクシミリ：531-9561

# 港北区年末たすけあい運動実施要綱

制 定 平成20年9月12日  
最近改正 平成26年9月 1日

## 1 目的

港北区では近年、高齢人口の増加や障害のある人の社会参加に伴う新たな福祉課題が生まれ、総合的な福祉施策の展開が望まれています。

このような展開を積極的に行うために、地域住民の連携を深め、現状を的確に把握し、年間を通じた計画的な援助の促進をはかる機会になるよう、共同募金運動の一環としての年末たすけあい運動を実施します。

- 2 実施団体 社会福祉法人 神奈川県共同募金会港北区支会  
社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会  
港北区各地区社会福祉協議会  
港北区連合町内会  
港北区民生委員児童委員協議会

- 3 協賛団体 港北区役所

- 4 実施期間 当該年度11月1日から12月31日まで

- 5 募金目標額 当該年9月1日現在の加入世帯数の0.95×@200円

## 6 募金活動及び配分

### (1) 募金活動

募金活動は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の構成員である関係機関（自治会町内会・婦人会・民生委員児童委員等）の協力を得て実施します。

### (2) 募金の配分

#### ① 区社協による配分

ア 「港北みんなの助成金」の財源の一部にあてます。別に定める「港北みんなの助成金運営要綱」に基づき配分します。

イ その他、区全体の地域福祉向上のために配分します。

#### ② 地区社協による配分

次の4つの基準により配分します。

##### ア 在宅援護配分

要援護世帯の配分に重点を置き、民生委員による確認を通して、例えば、長期にわたる在宅ねたきり高齢者、あるいは重度障害児・者の介護にあたる家庭の激励など、経済的な視点からでなく、何らかの状況で生きづらさを抱えた世帯や困難な状況に立ち向かっている世帯等に、地域の連帯意識を盛り上げるよう配慮して配分します。

なお、生活保護世帯に対する配分は、公的扶助の充実にかんがみ、単に生活保護を受けているということのみで配分することなく、公の制度では手の届かないケースについて個々に対応を考えて配分します。

##### イ 社会福祉施設配分

社会福祉活動を行っている法定外福祉施設（障害者地域作業所など）について、配分します。

なお、地区の実状に応じて、法定福祉施設も対象とします。

#### ウ 社会福祉団体配分

地区社協活動のより一層の充実を図るために、地区社協の会員として参加している団体で、地区社協と目的を共有して福祉活動を行っている団体を対象とします。

ただし、地域において活発な福祉活動を行い、住民が自主的に運営している団体・グループで、地域福祉活動の推進が期待できるものに対しては、積極的に配分します。

#### エ 地区社会福祉協議会活動推進費

地区社協の運営費あるいは事業費として使います。

### (3) 配分割合および基準

#### ① 配分割合

区社協による配分は、年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の1の額とし、それ以外については、全額地区社協への配分とします。

地区社協は、次の割合を目標値として配分します。

ア 戸別配分は、配分額の20%を目安とします。

イ 施設配分は、配分額の10%を目安とします。

ウ 団体配分は、配分額の35%を目安とします。

エ 活動推進費は、配分額の35%を目安とします。

#### ② 配分基準

##### ア 区社協による配分基準

「港北みんなの助成金」の配分基準は、「港北みんなの助成金運営要綱」に基づきます。

イ 地区社協への配分基準は、「港北区年末たすけあい募金配分要綱」に基づきます。

### (4) 配分審査

配分額は、地域の意向を尊重しながら配分委員会で決定します。

配分委員会は次のもので構成する。

#### ① 本会会長

#### ② 共同募金会港北区支会支会長

#### ③ 各地区社会福祉協議会会長

#### ④ 各地区民生委員児童委員協議会会長

#### ⑤ 行政関係者（福祉保健センター担当部長）

また、本委員会委員長は共同募金会区支会支会長とし、副委員長は区社会福祉協議会会長とする。

## 7 実施方法

### (1) 募金活動と振込み

#### ① 募金封筒調査

募金封筒調査は、「年末たすけあい募金封筒数の調査」（様式1）にて、区社協から地区連合町内会に依頼します。

#### ② 募金活動

各地区自治会町内会会長は、募金封筒を町内会世帯に配り、募金の協力依頼とともに募金を行い、連合町内会に未加入の自治会等へは区社協が行います。

### ③ 振込み

#### ア 地区社協会長

地区内の募金を集計し、第1回11月下旬もしくは第2回12月下旬までに共同募金会港北区支会に募金を振り込みます。

#### イ 共募港北区支会

各地区の募金を集計し、共同募金会横浜市支会を通して県共同募金会に送金します。

#### ウ 県共同募金会

区支会の配分計画書に沿った配分額が区社協に振り込まれます。

#### エ 区社協

配分委員会で決定した配分計画に沿った配分額を、各地区社協に12月中旬頃に振り込みます。

## (2) 配分計画書

### ① 各地区社協会長

各地区社協の会長は、地区の配分対象を10月から調査し、「年末たすけあい配分金使途計画書」（様式2）を、11月中旬頃に区社協会長へ提出します。

なお、在宅援護配分の配分対象者の調査については、各地区民児協が行うこととし、各地区民児協会長はとりまとめのうえ、「年末たすけあい配分対象者調査表」（様式3）を地区社協会長に提出します。

### ② 区社協

各地区社協から提出された配分計画書を基に、区の配分計画書を作成し、「年末たすけあい配分委員会」の承認を得て、12月上旬頃に共同募金会横浜市支会に提出します。

## (3) 配分報告書

### ① 各地区社協会長

#### ア 配分結果

各地区社協会長は、配分結果を、「年末たすけあい配分金使途報告書」（様式4）に取りまとめ、当該年1月中旬頃に区社協会長へ提出します。

#### イ 大口寄付者及び特別寄付者名簿

各地区社協会長は、大口寄付者（5,000円以上）及び特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、「年末たすけあい運動大口・特別寄付者名簿」（様式7）に住所・氏名・金額を記入し、区社協会長に報告します。

### ② 要援護世帯配分結果報告・名簿

#### ア 要援護世帯配分結果報告

要援護世帯への配分結果報告については、各地区民児協会長が「年末たすけあい配分金要援護世帯への配分結果報告」（様式5）でとりまとめ、地区社協会長に提出します。

#### イ 年末たすけあい配分金世帯名簿

各地区民協会長は、「年末たすけあい配分金世帯名簿」（様式6）に、配分時に対象世帯から受領印をもらい、区社協へ提出します。

### ③ 区社協会長

区社協会長は、地区配分、区配分をとりまとめ、報告書を1月末までに共同募金会横浜市支会に提出します。

大口寄付者（５，０００円以上）には、区社協会長・共募区支会長名の礼状を、特別寄付者（個人５０，０００円以上、法人・団体１００，０００円以上）については、区社協会長の進達に基づき、県共募会長名の感謝状を贈呈します。

附 則

１ この要綱は平成２０年９月１６日から施行する。

附 則

１ この要綱は平成２１年９月１５日から施行する。

附 則

１ この要綱は平成２６年９月１日から施行する。

## 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(7月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0101	日吉	日吉本町東町会	3,450	835,890	655,600
0102	日吉	日吉本町西町会	4,739	1,148,010	900,400
0103	日吉	日吉町自治会	3,350	811,665	636,600
0104	日吉	日吉台町内会	570	138,210	108,400
0105	日吉	日吉町宮前自治会	3,947	956,250	750,000
0106	日吉	常盤会自治会	190	46,155	36,200
0107	日吉	下田町自治会	3,600	872,100	684,000
0108	日吉	サンヴァリエ日吉自治会	400	96,900	76,000
0109	日吉	コンフォール南日吉自治会	750	181,815	142,600
0110	日吉	箕輪町町内会	3,500	847,875	665,000
0111	日吉	日吉第7コーポ自治会	290	70,380	55,200
0112	日吉	さかえ住宅自治会	170	41,310	32,400
	<b>日吉 集計</b>		<b>24,956</b>	<b>6,046,560</b>	<b>4,742,400</b>

0201	綱島	綱島温泉町自治会	608	147,390	115,600
0202	綱島	綱島中町自治会	900	218,025	171,000
0203	綱島	綱島東町自治会	2,100	508,725	399,000
0204	綱島	綱島東親和会	1,040	251,940	197,600
0205	綱島	綱島中央町会	1,250	302,940	237,600
0206	綱島	綱島上町自治会	2,750	666,315	522,600
0207	綱島	綱島親友会	570	138,210	108,400
0208	綱島	綱島西広町自治会	240	58,140	45,600
0209	綱島	綱和会	149	36,210	28,400
0210	綱島	北綱島自治会	210	51,000	40,000
0211	綱島	綱島住宅自治会	131	31,620	24,800
0212	綱島	綱島本町自治会	245	59,415	46,600
0213	綱島	グリーンサラウンドシティ自治会	945	228,990	179,600
	<b>綱島 集計</b>		<b>11,138</b>	<b>2,698,920</b>	<b>2,116,800</b>

0301	大曽根	大曽根上本町会	450	109,140	85,600
0302	大曽根	大曽根連合町内会 菰西会	200	48,450	38,000
0303	大曽根	真菰会	180	43,605	34,200
0304	大曽根	大曽根中町会	171	41,310	32,400
0305	大曽根	中央懇話会	270	65,535	51,400
0306	大曽根	大曽根親交会	261	63,240	49,600
0307	大曽根	大曽根六地区町会	245	59,415	46,600
0308	大曽根	翼会	58	14,025	11,000
0309	大曽根	大曽根上町会	260	62,985	49,400
0310	大曽根	親和会	100	24,225	19,000
0311	大曽根	大曽根東会	205	49,725	39,000
0312	大曽根	大曽根本町町会	110	26,775	21,000
0313	大曽根	大曽根睦会	48	11,730	9,200
0314	大曽根	大曽根連合会 大友会	217	52,530	41,200
0315	大曽根	大曽根新生会	91	21,930	17,200
0316	大曽根	大曽根自治連合会 桃友会	69	16,830	13,200
0317	大曽根	盟友会	140	33,915	26,600
0318	大曽根	大曽根北部自治会	304	73,695	57,800
0319	大曽根	大曽根南台町内会	140	33,915	26,600
0320	大曽根	大曽根 あげぼの会	255	61,710	48,400
0321	大曽根	ガーデンズ会	280	67,830	53,200
0322	大曽根	ドレッセ大倉山自治会	124	30,090	23,600
	<b>大曽根 集計</b>		<b>4,178</b>	<b>1,012,605</b>	<b>794,200</b>

0401	樽	樽町町内会	2,836	686,970	538,800
0402	樽	樽町第一親和会	618	149,685	117,400
0403	樽	樽町第二親和会	248	60,180	47,200
0404	樽	樽町第三親和会	280	67,830	53,200
0405	樽	大倉山自治会	340	82,365	64,600
0406	樽	琵琶畑自治会	175	42,330	33,200
0407	樽	樽町サンハイツ自治会	128	31,110	24,400
0408	樽	ガーデンコート自治会	123	29,835	23,400

一般目安額=(加入世帯数×95%※)×255円 年末日安額=(加入世帯数×95%※)×200円  
平成28年7月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。

## 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(7月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0409	樽	パークシティ綱島自治会	245	59,415	46,600
	<b>樽 集計</b>		4,993	1,209,720	948,800
0501	菊名	大倉山喜久和会	420	101,745	79,800
0502	菊名	菊名北町町内会	2,980	721,905	566,200
0503	菊名	錦が丘町内会	1,072	259,590	203,600
0504	菊名	表谷町内会	2,410	583,950	458,000
0505	菊名	泉ヶ丘町内会	140	33,915	26,600
0506	菊名	大豆戸町内会	4,000	969,000	760,000
0507	菊名	ふじ町内会	220	53,295	41,800
0508	菊名	大倉山ハイム町内会	550	133,365	104,600
0509	菊名	新横浜町内会	2,400	581,400	456,000
0510	菊名	新横浜自治会	630	152,745	119,800
	<b>菊名 集計</b>		14,822	3,590,910	2,816,400
0601	師岡	師岡打越町内会	1,078	261,120	204,800
0602	師岡	師岡南町内会	945	228,990	179,600
0603	師岡	師岡仲町内会	521	126,225	99,000
0604	師岡	師岡表谷町内会	1,135	274,890	215,600
	<b>師岡 集計</b>		3,679	891,225	699,000
0701	大倉山	市之坪町会	1,005	243,525	191,000
0702	大倉山	太尾中町会	480	116,280	91,200
0703	大倉山	太尾宮前町会	790	191,505	150,200
0704	大倉山	大倉山神明町会	415	100,470	78,800
0705	大倉山	太尾下町会	410	99,450	78,000
0706	大倉山	太尾南町会	844	204,510	160,400
0707	大倉山	太尾西町会	657	159,120	124,800
0708	大倉山	大倉山明和会	587	142,290	111,600
0709	大倉山	大倉山白樺会	415	100,470	78,800
0710	大倉山	太尾親和町会	370	89,760	70,400
0711	大倉山	大倉山コーポラス自治会	92	22,185	17,400
0712	大倉山	大倉山第2コーポラス自治会	273	66,045	51,800
0713	大倉山	秀和大倉山レジデンス自治会	162	39,270	30,800
0714	大倉山	ライオンズマンション大倉山自治会	175	42,330	33,200
0715	大倉山	コスモ大倉山自治会	103	24,990	19,600
0716	大倉山	大倉山ハイム自治会	237	57,375	45,000
0717	大倉山	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	74	17,850	14,000
0718	大倉山	エクステ大倉山自治会	94	22,695	17,800
	<b>大倉山 集計</b>		7,183	1,740,120	1,364,800
0801	篠原	菊名南町自治会	1,610	390,150	306,000
0802	篠原	富士塚自治会	1,712	414,630	325,200
0803	篠原	篠原町自治会	2,690	651,780	511,200
0804	篠原	篠原西町自治会	1,220	295,545	231,800
0805	篠原	仲手原自治会	2,800	678,300	532,000
0806	篠原	仲手原南自治会	510	123,675	97,000
0807	篠原	篠原台町自治会	1,171	283,560	222,400
0808	篠原	篠原コーポラス自治会	418	101,235	79,400
0809	篠原	篠原東自治会	1,900	460,275	361,000
0810	篠原	篠原町グリーンコーポ自治会	135	32,640	25,600
	<b>篠原 集計</b>		14,166	3,431,790	2,691,600
0901	城郷	小机大堀町内会	1,784	432,225	339,000
0902	城郷	小机堀崎町内会	280	67,830	53,200
0903	城郷	小机土井町内会	860	208,335	163,400
0904	城郷	小机宿根町内会	245	59,415	46,600
0905	城郷	小机矢之根町内会	150	36,465	28,600
0906	城郷	小机愛宕町内会	370	89,760	70,400
0907	城郷	小机東町内会	360	87,210	68,400
0908	城郷	鳥山町自治会	1,999	484,245	379,800

一般目安額=(加入世帯数×95%※)×255円 年末日安額=(加入世帯数×95%※)×200円  
平成28年7月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。

## 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(7月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0909	城郷	岸根町町内会	1,150	278,715	218,600
		<b>城郷 集計</b>	7,198	1,744,200	1,368,000
1001	新羽	新羽町町内会	640	155,040	121,600
1002	新羽	新羽町・中之久保町内会	333	80,580	63,200
1003	新羽	新羽町南町内会	591	143,055	112,200
1004	新羽	新羽町中央町内会	600	145,350	114,000
1005	新羽	新羽町大竹町内会	220	53,295	41,800
1006	新羽	北新羽町内会	550	133,365	104,600
1007	新羽	新羽町自治会	420	101,745	79,800
1008	新羽	クリオ新横浜北自治会	319	77,265	60,600
		<b>新羽 集計</b>	3,673	889,695	697,800
1101	新吉田	新吉田本町町内会	1,256	304,215	238,600
1102	新吉田	新吉田第二町内会	750	181,815	142,600
1103	新吉田	新吉田町会	1,500	363,375	285,000
1104	新吉田	新吉田北部町内会	660	159,885	125,400
1105	新吉田	吉住会	250	60,690	47,600
1106	新吉田	新吉田南町会	270	65,535	51,400
1107	新吉田	新吉田東町会	710	172,125	135,000
1108	新吉田	新吉田町西部町内会	360	87,210	68,400
1109	新吉田	新吉田第四自治会	389	94,350	74,000
1110	新吉田	新吉田中央町内会	540	130,815	102,600
1111	新吉田	新吉田 新生町内会	550	133,365	104,600
1112	新吉田	新吉田町 綱島ハイム町内会	125	30,345	23,800
		<b>新吉田 集計</b>	7,360	1,783,725	1,399,000
1201	あすなる	新吉田第一町内会	550	133,365	104,600
1202	あすなる	新和会	536	129,795	101,800
1203	あすなる	新吉会	200	48,450	38,000
1204	あすなる	新吉田自治会	330	80,070	62,800
1205	あすなる	新吉田いつな町内会	300	72,675	57,000
1206	あすなる	グリーンコーポ綱島自治会	97	23,460	18,400
1207	あすなる	ライネスハイム綱島町内会	138	33,405	26,200
1208	あすなる	綱島パーク・ホームズ自治会	110	26,775	21,000
1209	あすなる	イトーピア綱島コンドミニアム自治会	168	40,800	32,000
1210	あすなる	フォルム綱島クレストワーズ自治会	186	45,135	35,400
		<b>あすなる 集計</b>	2,615	633,930	497,200
1301	高田	高田町内会	3,380	818,805	642,200
1302	高田	高田町住宅自治会	180	43,605	34,200
1303	高田	高田町住宅親交会	400	96,900	76,000
1304	高田	高田東町会	415	100,470	78,800
1305	高田	高田町親和会	460	111,435	87,400
1306	高田	高田中央町内会	650	157,590	123,600
1307	高田	自治会しらすか	58	14,025	11,000
1308	高田	高田西原自治会	240	58,140	45,600
		<b>高田 集計</b>	5,783	1,400,970	1,098,800
1401	【未加入】	日吉第三コーポ自治会	185	44,880	35,200
1402	【未加入】	日吉第5コーポ本館自治会	42	10,200	8,000
1403	【未加入】	日吉第5コーポ別館自治会	84	20,400	16,000
1404	【未加入】	キャッスル日吉自治会	68	16,575	13,000
1405	【未加入】	大曾根みのり会	20	4,845	3,800
1406	【未加入】	アデニウム新横浜自治会	179	43,350	34,000
1407	【未加入】	大倉山ヒルタウン管理事務所	0	0	0
		<b>【未加入】 集計</b>		140,250	110,000
		<b>総計</b>		27,214,620	21,344,800

一般目安額=(加入世帯数×95%※)×255円 年末日安額=(加入世帯数×95%※)×200円  
平成28年7月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。